

れ、保育ニーズが多様化している。

二 保育所の対応の遅れ

こうした保育ニーズの多様化に対し現在の認可保育所の実態は、これに全面的に対応することができず、まさに保育制度が社会の実態との間に乖離をきたしながら、その量的整備のみに終始してきたきらいがある。ここにベビーホテル問題の発生した理由の一つが考えられる。即ち、

- 1 乳児保育、夜間保育への対応の遅れ
- 2 開所時間のずれ
- 3 年度途中入所、短期入所の困難性などの問題である。

## ベビーホテル問題についての対策試案

昭和五六年三月六日

自由民主党政務調査会社会部会

ベビーホテル問題担当主査 戸井田三郎

### ベビーホテル問題の背景

近年、乳児保育や夜間保育あるいは、乳幼児の一時預り等を行うベビーホテルが大都市を中心に全国的に増加している。ベビーホテルについては、安全面や保育内容等について問題点が指摘され、一部に社会問題化してい

る。このようなベビーホテルが増加してきた背景としては、次のようなことが指摘できると思われる。

一 婦人の就労の増加と多様化  
近年、婦人の就労の増加が著しく、また、その就労実態も昼間のみならず、夜間、休日、数日にわたる出張等様々なものがみら

### 対応の基本的な考え方

近年、急速に増加しているベビーホテルは保育需要の多様化に対応して乳児保育や夜間保育を実施しているのがその特徴であるが、乳児期は成長発達が著しく一生を左右する極めて重要な時期なので母親の下でスキンシップに包まれて育てられるのが望ましいと言つのが専門家の一致した意見である。また、夜間保育についても乳幼児に与える種々の悪影響が指摘されている。

しかし、現実には乳児保育や夜間保育に対

する根強い需要があり、このような保育需要を劣悪なベビーホテルに委ね放置することは児童福祉の立場から許されない。

したがって、この間の調整を図るべく、長期的に両者の要請を両立させる政策の実施に努力しつつ、当面、保育需要の多様化に対応する措置及び所要の規制を行う必要がある。

## 今後の対策

### 一 長期的対策

#### 1 育児休業制度の推進

乳児期が人の一生に及ぼす影響を考えると乳児期には母親の愛情の下で育てられるのが最も望ましい。育児休業制度の普及はその最も重要な手段である。現在、育児休業制度は国公立の小中学校、施設等の教員、看護婦、保母等一部の対象にしか認められていないが、これを拡大し、広く民間に普及を図り母親が安心して家庭で乳児を育てられる社会環境を整備する必要がある。

#### 2 産後休暇の延長

育児休業制度が全面的に普及すれば産後休暇制度のもつ意義は少なくなるが、育児休業制度の普及にはかなりの長期間を要すると思われるので、産後休暇制度の意義も依然とし

て少なくない。現行の産後休暇制度は労働基準法により六週間と定められているが、労働行政との関連も考慮しつつ、そのあり方を検討することも必要であろう。

#### 3 親教育の推進

ベビーホテル繁盛の裏には、一部ではあるが、安易に子どもを預ける母親の存在ももうかがえる。乳幼児にとつての母性の重要性にかんがみ、妊産婦、母親等を対象とした教育指導、育児知識の普及等を図る必要がある。

### 二 当面の対策

#### 1 保育需要の多様化に対応する施策の充実

##### ア 保育所での対応

##### ア 乳児保育の対象拡大

現在、乳児保育の対象は低所得階層に限定されているが、例えば、母子家庭などは乳児を預けなければ生活そのものが成り立たない場合があり、かかる場合には特別施策を考慮すべきである。

また、乳児専門の施設については、小規模のものも認可の対象とすることを検討すべきである。

##### イ 夜間保育

都市部等夜間保育需要の高い一部地

域においては、これに対応する保育所を設置する必要がある。しかし、夜間保育が乳幼児に及ぼす影響を考慮し、真に止むを得ない場合にのみ限定すべきである。

#### ウ 保育時間の延長

現在、保育時間は五時乃至六時頃までに終了しているが、通勤時間の延長傾向等に対応するため都市部などの一部保育所で七時乃至入時まで開所する態勢を整える必要がある。

#### エ 年度途中入所の確保

四月で定員まで入所させるため年度途中に生まれた乳児及び緊急入所を必要とする児童等の入所ができないので、こうした状況に対応するための措置を講ずる必要がある。

#### イ 乳児院等での対応

一部の乳幼児については、乳児院において対応することも検討すべきである。

#### 2 ベビーホテルの規制

##### ア ベビーホテルに対する規制・指導

乳幼児の健全育成の見地から現行の認可保育所には、最低基準が定められているが、ベビーホテルが夜間保育や二四時

間保育を行っていることを考えると、本来、保育所よりもっと厳しい規制が必要とも考えられる。

しかし、現行の保育所の最低基準をベビーホテルに適用すればほとんどが基準に適せず、廃業を余儀なくされ、種々の混乱不便等をもたらすことになる。そこで、当面、安全衛生、事故防止等の面から容認しえないものについては必要な改善指導を行い、場合によっては事業の停止又は施設の閉鎖の措置をとる必要がある。

#### イ 児童福祉法の一部改正

現行の児童福祉法上、ベビーホテルを含む無認可施設に対しては、都道府県知事の事業停止、施設の閉鎖命令の権限があるが、実際に規制を実施するには不十分である。また、消防法上もこの種の施設については福祉行政での規制を前提として規制を行う建前である。

したがって、児童福祉の観点から立入調査権限、保育所の名称の使用制限等について現行児童福祉法の規定の整備を検討すべきである。

### 三 関連する対策

#### 1 無認可保育所に対する規制

従来から無認可保育所については認可保育所への引上げが図られてきており、この方針は今後とも維持すべきであるが、他方劣悪な無認可保育所についてはベビーホテルと同様の規制を行う必要がある。

#### 2 事業所内保育所等

夜間保育の需要は特別の事業形態に起因するものがかかなりあるので、事業所内保育所、院内保育制度等に対応することも考慮すべき

であり、これらの普及、拡充及び指導を図ることが必要である。

#### 3 母子寮の活用

ベビーホテルには母子家庭の利用者がかなり多い。近年、母子寮は一部では単なる母子住宅へと変容しているものが見られるが、若年の離別母子世帯の増加に伴い、母子寮本来の就業指導等の役割が求められている。かかる観点から母子寮の見直しをすすめ、その機能の充実を図るべきである。